

常勤役員退任慰労金贈呈規程

(社)日本碎石協会

第1条 満2ヶ年以上勤務した常勤役員が退任するときは、常任理事会の承認を得て本規程により慰労金を贈呈する。

第2条 慰労金として贈呈する額は、退任した役員の退任時の役員報酬月額に別表の贈呈率を乗じて算出する。

第3条 在任期間の計算にあたっては、1年に満たない端数月については、月割りで計算する。又端数は1月に切り上げるものとする。

第4条 会長は、退任する役員に功労があったときは、第2条に定めた額に加増することができる。

第5条 慰労金は、原則として一時金をもって贈呈する。

第6条 満65才以降に退任する場合は、満65才時点で慰労金を贈呈し、満65才以降の在任期間は、贈呈率に加算しない。

2. 死亡の場合の慰労金は、遺族に贈呈するものとし、その順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条「遺族補償」の場合に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成15年6月25日から実施する。

別 表

| 在任年数 | 贈呈率 |
|------|-------|
| 1 年 | 0 |
| 2 年 | 0 . 5 |
| 3 年 | 1 |
| 4 年 | 2 |
| 5 年 | 3 |
| 6 年 | 4 |
| 7 年 | 5 |
| 8 年 | 6 |
| 9 年 | 7 |
| 10年 | 8 |

備考 在任期間が10年を超える場合にあっては、8に、超えた期の1年につき、1を加算して贈呈率を計算する。